

## コーポレート・ガバナンス

---

### [ コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方 ]

▶ 当社は、「株主価値の長期安定的な向上」を経営の最重要課題としています。また、内外の法およびその精神を遵守し、オープンでフェアな企業活動を通じて、国際社会から信頼される企業市民となることを経営の基本理念にしています。そしてその実現には、株主の皆さまやお客さまをはじめ、取引先、地域社会、従業員等の各ステークホルダーと良好な関係を築き、お客さまに満足していただける商品を提供することにより長期安定的な成長を遂げていくことが重要と考えています。この考え方は、経営の基本方針である「トヨタ基本理念」にも記されており、また本年初には、これをより具体的に明記した「社会・地球の持続的な発展への貢献」を「トヨタ基本理念」の解説書として策定し、公表、展開しています。このような中、グローバル企業としての競争力を一層強化していくために、さまざまな施策を講じて、コーポレート・ガバナンスの充実を図っています。

具体的な施策としては、グローバルな戦略展開の迅速な意思決定およびオペレーションのスピードアップを期し、独自の経営制度を導入しています。また、社会的責任を果たしつつ経営の透明性を高めていくために、従来から社内に各種の協議会や委員会等を設置し、さまざまなステークホルダーの観点から経営や企業行動のあり方について審議、モニタリングを実施しています。

しかしながら、どのようなガバナンスの仕組みや体制を構築しても、最終的にはそれを運用する人の意識が低ければ、決して有効に機能することはできません。当社には、事実に即して判断する「現地現物主義」や、問題を直ちに顕在化・共有化する「見える化」といった、問題解決と再発防止を優先する独自の企業風土があります。こうしたチェック＆バランス機能を経営陣と従業員が共有することにより、高い倫理観に基づいた意思決定と業務の執行に努めています。

### [ トヨタの経営制度 ]

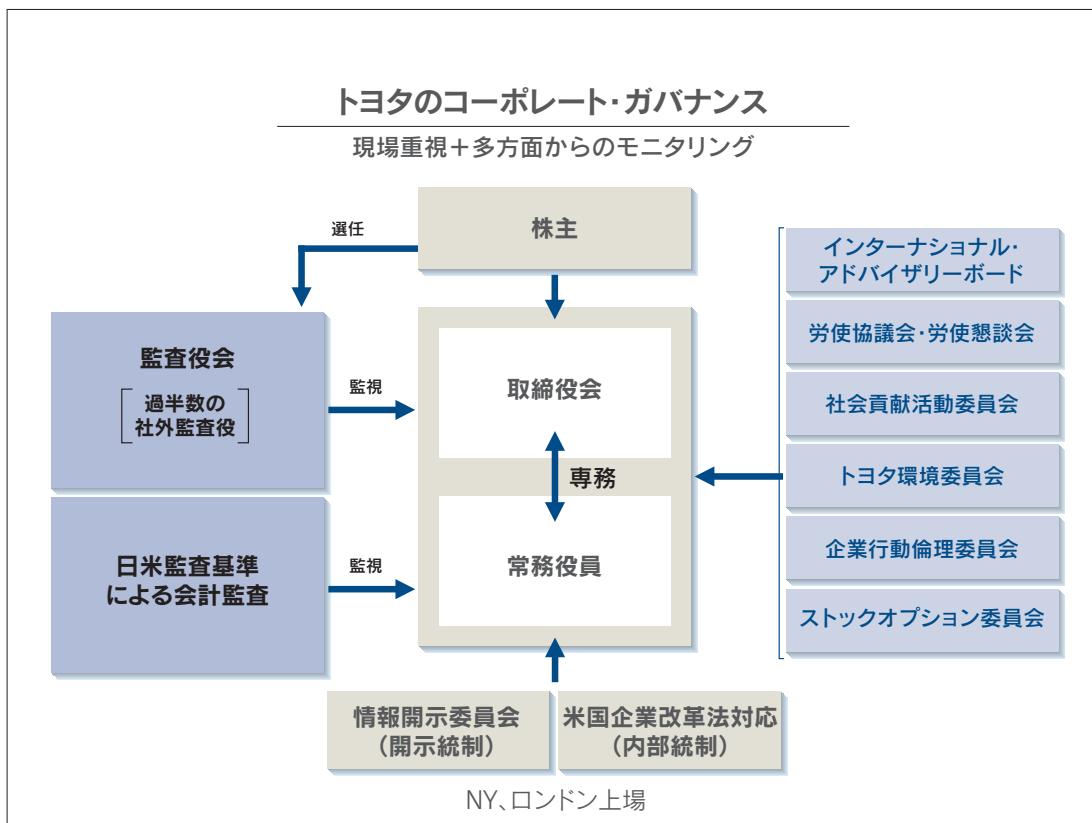
▶ 当社では、2003年6月より取締役数のスリム化、機能別オペレーションを担当する常務役員の新設等を含む新たな経営制度を導入しています。この経営制度は、取締役である専務を経営に特化させるのではなく、機能別のオペレーションの最高責任者とし、経営と現場の繋ぎ役としている点が特徴です。当社の強みである現場重視の考え方を織り込んだ制度とすることで、経営意思決定事項のオペレーションへの迅速な展開や全社経営戦略への現場意見の反映、現場に近い意思決定が可能になると考えています。

---

また経営を監視する仕組みとして、当社は日本の商法に基づく監査役制度を採用しています。監査役7名中4名を社外監査役とすることで、企業行動の透明性を一層高めています。各監査役は、監査役会で定めた監査の方針および実施計画に従って監査活動を実施し、コーポレート・ガバナンスの一翼を担っています。

## [ 適切な経営を確保する仕組み ]

- トヨタでは適切な経営を確保する仕組みとして、1996年から、政治、経済、環境、ビジネスなどさまざまな分野における海外の有識者10名前後で構成するインターナショナル・アドバイザリー・ボード(IAB)を毎年開催しています。ここでは様々な経営課題について、グローバルな視点からアドバイスをいただいております。この他当社では、社内に「労使協議会・労使懇談会」、「社会貢献活動委員会」、「ストックオプション委員会」等各種の協議会・委員会を設置し、様々なステークホルダーの視点から経営や企業行動のあり方について審議、モニタリングを実施しています。



### [ アカウンタビリティ(説明責任) ]

- ▶ 当社は、企業情報や財務情報の適正開示は、コーポレート・ガバナンスの重要課題のひとつと認識し、株主や投資家の皆さまへの説明責任の充実に努めています。
- 財務情報については、四半期ごとの決算情報開示に加え、前期より連結財務諸表を米国基準に統一し、財務諸表の適時性、透明性、分かりやすさを向上させました。さらに、米国企業改革法の制定を受け、全社的な活動として「情報開示委員会」を設置し、当社の開示すべき重要情報の正確性・公正性および適時性の確保に努めています。

### [ コンプライアンス(法令遵守) ]

- ▶ トヨタでは、企業倫理の確立およびコンプライアンスの徹底のため、副社長以上の取締役および監査役の代表で構成される「企業行動倫理委員会」を設置しており、企業倫理、コンプライアンスならびにリスク管理に関する重要課題および対応について審議しています。

従業員に対しては、社外弁護士を受付窓口とした「企業倫理相談窓口」を設けるとともに、社内各部署においてコンプライアンスリスクを再点検し、その対策の実施と定着化を進めています。今後とも「トヨタ基本理念」や、社員の心構え・行動指針である「トヨタ社員の行動指針」の一層の浸透を図るとともに、各階層・各機能における教育や研修を通じて、企業倫理の徹底に努めていきたいと考えています。

さらに、2007年3月期から当社に適用される米国企業改革法404条に対応するため、社内にプロジェクトチームを設置し、内部統制のフレームワークづくりを進めてきました。現在、独立した専任組織が人員を増強した上で、財務報告に関わる内部統制の有効性の検証に取り組んでいます。内部監査に、監査役による監査、会計監査人による会計監査を加えた3つの監査機能は、財務報告に対する信頼性向上のため、定期的、あるいは必要に応じて隨時会合を開き、それぞれの監査計画と結果について情報共有を図りながら、効果的かつ効率的な監査を実施しています。

### [ 社会的責任 ]

- ▶ 企業が国際社会の中で長期にわたって安定成長を持続していくためには、社会や人びとから尊敬され信頼される存在にならなければなりません。それには、事業活動によって経済の発展に貢献するだけではなく、良き企業市民として社会との調和ある成長を果たしていく必要があります。トヨタでは、こうした側面からも経営や企業行動のあり方のチェックを目的とする機能として、社内に「社会貢献活動委員会」や「トヨタ環境委員会」などを設置しています。

## トヨタとニューヨーク証券取引所に上場している米国企業の コーポレートガバナンス慣行の重要な相違点

ニューヨーク証券取引所(以下、「NYSE」)が認める自国慣行の適用によるNYSE上場規則適用免除に従い、トヨタ自動車株式会社(以下、「当社」)は、NYSE上場基準に代えて、日本の法令および証券取引所規則に則ったコーポレートガバナンス慣行に従うことが認められている。米国証券取引委員会(以下、「SEC」)は、上場企業のコーポレートガバナンスに関するNYSE上場基準の改正を2003年11月に承認し2004年11月にさらに改正された(以下、「NYSEコーポレートガバナンスルール」)。当社は、以下の要件を除き、改正されたNYSE上場基準の適用を免除されている-(a)当社の監査役会が1934年米国証券取引所法(改正を含む)(以下、「米国証券取引所法」)規則10A-3の要件を満たしていること、(b)当社のコーポレートガバナンス慣行とNYSE上場基準に基づき米国企業が従うコーポレートガバナンス慣行との重要な相違点の開示を行うこと、(c)当社の主要な業務執行役員は(a)および(b)に対する重大な不遵守をNYSEへ通知しなければならないこと、および(d)年次および必要に応じて当社の文書による確認書をNYSEへ提出しなければならないこと。当社のコーポレートガバナンス慣行とNYSE上場基準に基づき米国企業が従うコーポレートガバナンス慣行には、以下の重要な相違点がある。

**▶ 1. 取締役** 当社は、現在、NYSEコーポレートガバナンスルール上、米国上場会社が要求されている独立取締役とみなされる取締役を取締役会に置いていない。NYSEコーポレートガバナンスルールと異なり、日本国商法(以下、「商法」)および株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(以下、「商法特例法」)は、当社のように監査役会を設けている日本企業に対して、取締役会にNYSEコーポレートガバナンスルールで求められている独立取締役を置くことを要求していない。NYSEコーポレートガバナンスルールは、各上場企業の非業務執行取締役が、経営陣が参加しない会議を定期的に開催することを要求しているが、当社は現在NYSEコーポレートガバナンスルールで定める非業務執行取締役を取締役会に置いていない。商法および商法特例法は、NYSEコーポレートガバナンスルールと異なり、独立取締役のみで構成される社内機関もしくは委員会の設置を要求していない。したがって、当社も該当する社内機関または委員会を設置していない。

**▶ 2. 委員会** 商法および商法特例法に基づき、当社は、当社の業務執行を監視、調査し、業務執行について報告する法的義務を負う監査役を置く会社としてコーポレートガバナンスの仕組みを構築することを選択した。当社は、監査役会制度をとる他の日本企業と同様、NYSEコーポレートガバナンスルールに従う米国上場会社と異なり、取締役の指名、コーポレートガバナンスおよび経営幹部の報酬の決定について責任を負う委員会等の特別な委員会は設置していない。

商法に基づき、当社の取締役会は取締役候補を指名し、株主の承認を得るために取締役選任の議案を株主総会に提出する。株主はその選任につき、株主総会において決議する。取締役と監査役への報酬額が定款に規定されていない場合、商法は取締役への報酬総額と監査役への報酬総額を株主総会において決議しなければならないことを定めている。各取締役への報酬額の決定は、当社の取締役会に広くその権限が委任され、各監査役への報酬額は当社の監査役間の協議により決定される。

▶ **3. 監査委員会** 当社は、監査役会制度をとる非米国民間企業発行体に適用される監査委員会設置要件からの一般的免除を定める米国証券取引所法規則10A-3 (c)(3)の適用を受ける。ただし、米国証券取引所法規則10A-3に基づき、当該免除後も引き続き適用される一定の要件に従う。

商法および商法特例法の定めに従い、当社は株主総会の決議により監査役を選任する。当社は、現在、商法および商法特例法に定められている監査役の最低人数を超える7名の監査役を置いている。

NYSEコーポレートガバナンスルールと異なり、商法および商法特例法は、監査役に、NYSEコーポレートガバナンスルールで求められている会計の専門知識およびその他特別な知識や経験を要求していない。商法特例法上、監査役会は、監査方針、会社の業務・資産の調査方法を決定し、その他の監査役の職務の執行に関する事項を決める。監査役会はまた、監査報告書の作成、監査役および会計監査人の選任に関する議案への同意等を行う。

当社は、現在、4名の商法特例法が定める社外監査役を有する。商法特例法上、監査役の内1名は、社外監査役でなければならない。ここで「社外」とは、監査役に選任される直前の5年間、当社もしくは当社子会社の取締役、執行役、支配人または使用人となったことがない者を指す。以上の「社外」監査役要件は、NYSEコーポレートガバナンスルールの定める監査委員の独立性の要件とは異なる。

▶ **4. コーポレートガバナンスガイドライン** NYSEコーポレートガバナンスルールと異なり、当社は、商法および日本国証券取引法をはじめとする日本の法令または証券取引所規則に基づき、コーポレートガバナンスガイドラインを採用し、またはそれを開示することは要求されていない。ただし、当社は証券取引法に基づく法令および適時開示に関する証券取引所規則に従って、その有価証券報告書および一定の開示書類において、コーポレートガバナンスの方針および現時点でのコーポレートガバナンスの状況を開示しなければならない。

▶ **5. 業務執行および倫理規程** NYSEコーポレートガバナンスルールと異なり、商法および証券取引法をはじめとする日本国の法令または証券取引所規則上、当社は、取締役、役員および従業員を対象とした業務執行・倫理に関する規範を採用することは要求されていない。したがって、当社はこれら対象者に対する業務執行・倫理に関する規範の適用免除を設け、それを開示することも要求されていない。しかし、当社は「トヨタ基本理念」および「トヨタ社員の行動指針」といった社内規則・ガイドラインを設けており、また、米国企業改革法第406条に則った倫理についての規程も制定している。かかる倫理規程は2003年3月31日に終了した年度の年次報告書フォーム20-Fにて開示されている。

▶ **6. 株式報酬制度の株主の承認** 上場企業の株式報酬制度に関する重要な改正が株主の承認の対象となるNYSEコーポレートガバナンスルールと異なり、商法に基づき、当社が新株予約権を特に有利な条件で新株予約権者に割当てる内容の株式報酬制度を導入する場合(その権利が株主の持ち株数に応じた比率で当社の株主全員に同時に付与される場合を除く)、当社は株主総会において商法で定める特別決議による承認を得なければならない。当該承認は、当該承認の日から1年内に付与される新株予約権にのみ効力を有する。